

議案第52号

工事請負契約の締結について(令和3年度～令和4年度 松田小学校建設工事(校舎解体・グラウンド整備))

契約の相手方は「松田町立松田小学校校舎建設事業 前田建設工業・計画・環境建築・類設計室・関野建設設計・建設工事共同企業体」、請負代金は5億4973万6000円で、総務文教常任委員会に付託されました。審査の結果、「地方自治法施行令第167条の2（随意契約）の要件には合致しないため、本契約については契約の方法を見直すべき」として委員会では賛成少数で否決されました。委員会報告書を議長へ提出し、本会議で議題となり、採決の結果、本工事請負契約の締結については、賛成多数で可決されました。（採決の結果は5ページをご覧ください。）

議案第52号

工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））

総務文教常任委員会報告（抜粋）

1. **審査の結果** 採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。
2. **審査の内容** 審査の結果、本議案については地方自治法施行令第167条の2（随意契約）の要件には合致しないため、本契約については契約の方法を見直すべきだと判断しました。

反対討論

井上 栄一 議員

私は、議案第52号松田小学校校舎解体工事等の契約について、委員長報告に賛成の討論を行います。

町が随意契約とした根拠は、前田建設工業他共同企業体との協定済プロポーザル協定で契約の方法は随意契約であり、1者見積り入札とした。

プロポーザル協定書は正規の契約ではなく、議会承認の手続きもないことから、プロポーザル協定書の「随意契約とする」の一文は、1者見積りの根拠ではありません。

本議案校舎解体・グラウンド整備工事が適正な契約かの判断には、地方自治法施行令第167条2（随意契約）の各号が該当するかで判断します。167条の2工事請負に係る規定中 本議案に該当は第6号 競争入札に付することが不利。これは理由が見当たらない。第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結見込み。これは1400万円有利と町は説明したが、契約額5億4900万円に対し2.5%で著しい差であるとは一般的に考えられず、町の勝手な法解釈で1者見積りによる契約とした。

以上から本議案の校舎解体等の契約は、地方自治法施行令に違反です。本議案は否決すべきです。

本議案の契約金額は5億4900万円と巨額な税金で事業を行う以上、工事契約は、原則競争入札という基本的な執行をすべきです。県の工事契約でも、1億円以上の随意契約はないと聞いています。

本議案は、子ども達が学ぶ松田小学校の契約です。競争入札という適正な契約で、適切な税金の執行ができます。

委員長報告に賛成をお願いします。

賛成討論

唐澤 一代 議員

議案第52号『工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））』の賛成の立場で討論致します。

私としては今後、自分の子供が通う小学校として一番心配していたことはアスベストの件でした。一括工事することで補助金を3分の1から2分の1に拡大させ、予定価格よりも低くすすめられるように調整してきた執行側の努力を高く評価致します。

また、一般競争入札ではなく随意契約で実施したことに関しても、適切であると判断致します。

その理由としては、まず平成30年に、プロポーザルの要領も協定書も目を通して、小学校建設の債務負担行為を議会で承認しています。

競争入札にすると約1400万円程高くなると説明もありました。この金額は決して小さい額とは思いません。

そして、今朝の新聞でも山北町が木材高騰のため、体育館建て替え計画を見送る方針をかためたとありました。山北町は工事費用が増えるだけでなく、木材調達も困難。鋼材の価格も急騰していると理由を述べています。

原油、半導体不足などの様々な素材不足、また人手不足の社会情勢を鑑みると、地方自治法施行令第167条の2の6、7に十分該当し、一般競争入札にすべきではないと考えます。

以上のことから賛成しますので、ご賛同の程宜しくお願い致します。